

## 預金保険制度について

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金取扱金融機関が破たんした場合は、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3要件を備えた決済用預金が全額保護となるほか、その他の預金保険対象預金（利息のつく普通預金や定期預金など）は定額（1,000万円までの元本とその利息）保護されます。

制度概要については、金融庁及び預金保険機構ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。また、預金保険制度にかかる資料をご希望の方は、北海道財務局までご連絡ください。

### ◎問い合わせ先

北海道財務局 総務部 財務広報相談官

☎011-709-2311（内線4270、4727）

✉kouhou@mof-hokkaido.go.jp

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html>

預金保険機構ホームページ

<http://www.dic.go.jp/>

## ごぞんじですか 検察審査会

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査する仕事をしています。

皆さんの中で、交通事故、盗難、詐欺、横領などの被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分を不服として、検察審査会に申立てがあったときに審査を始めます。申立てがなくても、検察審査会が職権で不起訴事件を取り上げて審査をすることもあります。

審査の申立てには、一切費用はかかりませんし、また、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

### ◎問い合わせ先

旭川検察審査会 ☎0166-51-6290（直通）

## 平成22年度国有林野の管理経営に関するモニターを募集します

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆様にも国有林の役割や現状についてご理解いただくとともに、国有林野の管理経営に国民の皆様の声を反映させていくことを目的として、平成22年度の国有林野の管理経営に関するモニターを募集します。

### ■応募資格

北海道にお住まいの国有林に関心のある満20歳以上（平成22年4月1日時点）の方。（※ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長並びに常勤の国家公務員、平成21年度に国有林モニターであった方は除かせていただきます。）

### ■募集定員

北海道全体で50名程度

### ■依頼期間

平成22年4月から平成23年3月の1年間

### ■依頼内容

- 国有林の管理経営に関するアンケート調査への協力
- 国有林の管理経営についての意見や提言
- 国有林モニター視察会・会議への出席

### ■選考結果

平成22年3月末日までに依頼状の発送をもってお知らせします。

なお、選考結果に対する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### ■募集期限

平成22年2月26日（金）必着

### ■応募方法

- ①住所（郵便番号）、②氏名（ふりがな）、③性別、④年齢（平成22年4月1日時点）、⑤職業、⑥電話番号、⑦国有林モニター募集を知ったきっかけ（○新聞、○〇のホームページなど）、⑧応募理由（100字程度）をご記入の上、郵送、FAX又はメールでご応募ください。

### ◎応募・問い合わせ先

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
北海道森林管理局業務調整課

国有林モニター担当（菊池・齊藤）

☎011-622-5229 ☎011-640-3108

✉h\_gyomu@rinya.maff.go.jp